

急増する輸入貨物への対応状況

令和 5 年 1 1 月 7 日
関税・外国為替等審議会
関税分科会
財務省関税局

急増する輸入貨物への対応状況①

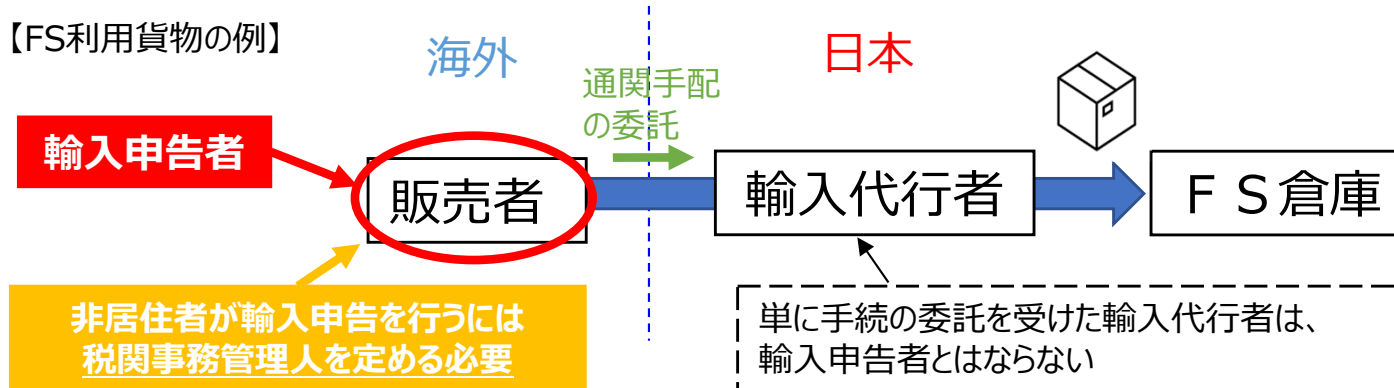
本年10月施行の制度改正

- 越境電子商取引の拡大に伴い、輸入許可件数はここ数年、大幅な増加傾向。
- 令和5年度関税改正において、①税関事務管理人制度の見直し及び②輸入申告項目の追加を実施し、本年10月1日施行済。
※一部の輸入申告項目の追加(③)は令和7年10月施行(後述)

① 税関の審査等の実効性を高めるため、税関長が非居住者等に税関事務管理人の届出を要請し、非居住者が期限までに応じない場合に、税関長が、非居住者の一定の国内関連者を税関事務管理人として指定できる等の規定を整備。

② なりすまし輸入等への対策として「輸入者の住所・氏名」を輸入申告項目に追加し、虚偽申告輸入罪の対象となることを明確化。また、輸入者の意義の明確化に関する通達改正を実施。

【FS利用貨物の例】

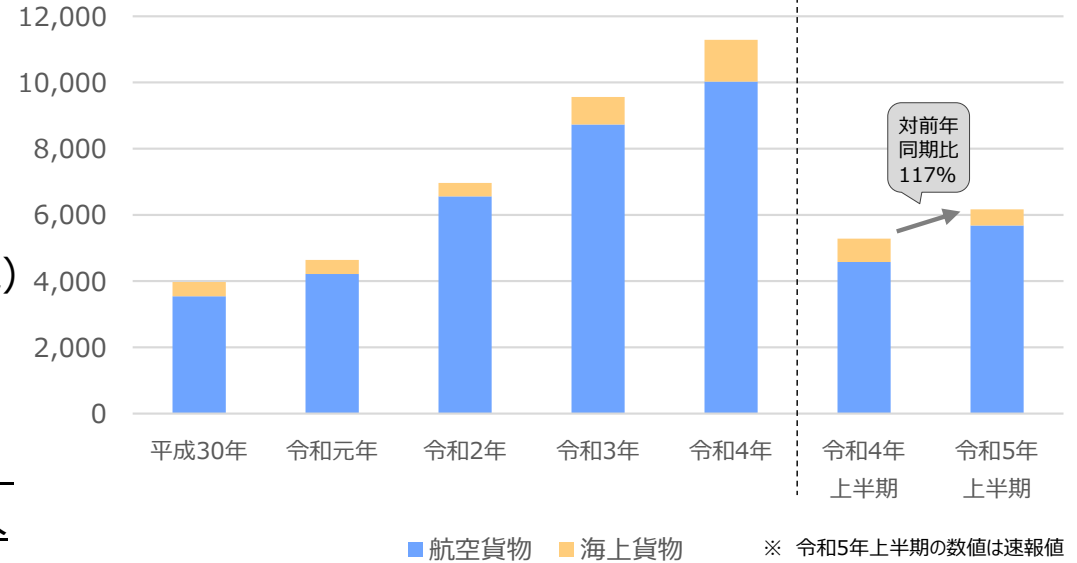


【FS：フルフィルメントサービス】

ECプラットフォーム運営事業者等が提供する、購入者の注文受付から配送完了までの一連の業務全般（受注、在庫管理、梱包、発送、受渡し、代金回収等）を請け負うサービス。

航空・海上貨物の輸入許可件数

(単位：万件)



急増する輸入貨物への対応状況②

対応状況

- 関税局及び各税関において、通関業者やプラットフォーム等の約2,600者（262回）に対して制度改正の説明会等を実施（本年9月30日時点）。
- 税関事務管理人の届出に係る事務負担緩和のため、届出書の記載要領を新設するとともに、同じ内容の届出を複数の税関に行う場合、届出書の宛先に複数の税関長名を列記し、いずれかの税関に提出可能とした。
- プラットフォームとは、知的財産侵害物品の取締りや、輸入貨物の課税価格の決定に係る協力を実施。また、制度改正の内容について、海外の出品者への周知協力を依頼。
- さらに、これまでの輸入実績及び事後調査等を踏まえ、単なる輸入代行者と思われる者に対しては、各税関から個別に説明を実施。



DocuSign Envelope ID: 20A4E80-7A8D-42B0-49C3-3F281B021800



アマゾンジャパン合同会社との
「水際取締りに係る協力に関する覚書」
(令和4年6月21日締結)

急増する輸入貨物への対応状況③

令和7年10月施行の制度改正

- 通販貨物の急増等を踏まえ、輸入貨物の類型を考慮したリスク管理を行うため、令和5年度関税改正において、以下③輸入申告項目の追加を実施。官民双方のシステム対応が必要であることから、次期NACCS更改（令和7年10月）に合わせて施行予定。
 - ③ 「通販貨物に該当するか否か（通販貨物の場合は、「プラットフォームの名称等」を含む。）」及び「国内運送先」を輸入申告項目に追加。
- 通関業者等に対して、上記制度改正の内容・次期NACCSの仕様案を周知し、仕様の詳細を検討中。

海上貨物の増加への対応

- 近隣アジア諸国からの通販貨物の一部が航空貨物から海上貨物にシフトしたことにより、海上貨物の輸入許可件数も急増・高止まりしていることから、一定の要件(※)を満たす海上貨物について、申告項目の一部省略を認める簡易な通関手続の対象とすることを検討（令和7年10月利用開始予定）。

(※) 制度対象貨物の要件（案）

- ✓ 海上貨物混載業者が扱う通販貨物
- ✓ 少額貨物(課税価格1万円以下)に係る免税制度の対象貨物
- ✓ 消費税以外の内国消費税の課税対象とならない貨物
- ✓ 他法令の証明・確認を要しない貨物
- ✓ 原産地虚偽表示等がない貨物
- ✓ 輸入申告・予備申告までに事前情報の提供がされる貨物で、NACCSにより申告されるもの

○急増する輸入貨物への対応に関する研究会「とりまとめ」
(令和4年10月)

3. その他の論点

(2) 海上貨物の増加への対応

新型コロナウイルス感染症の影響の長期化、越境ECの拡大は、航空貨物の輸入の急増だけではなく、海上貨物による輸入の急増にも繋がっており、今後、対応を考える必要がある。

なお、制度利用の一定期間前には、税関に事前の申出を行うこととし、通関業者等との調整・トライアル利用等を実施予定。